

事 務 連 絡

令和6年8月15日

各都道府県水道行政担当部（局）殿

各国土交通大臣認可 { 水道事業者
水道用水供給事業者 } 殿

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課長

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）による注意措置の解除について

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表に伴う後発地震に対する注意措置については、令和6年8月9日付事務連絡「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表に伴う対応について」にて連絡したところですが、今般、令和6年8月15日17:00をもって後発地震に対する注意措置を解除することとしたので、その旨通知いたします。

なお、後発地震に対する注意措置は解除しましたが、引き続き、危機管理マニュアル等の点検・見直しや、関係機関との連絡体制等の確認を行うとともに、定期的な防災訓練の実施等、日頃からの地震への備えを行うようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対して、周知・助言方をお願いいたします。

以上

【連絡先】

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課水道計画指導室

杉本 信雄 sugimoto-n25c@mlit.go.jp

小家石 龍祐 koyaishi-r2sn@mlit.go.jp

TEL 代表 03-5253-8111（内線 34-443、34-439）

直通 03-5253-8819

【参考】

南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和3年5月25日 中央防災会議）

第2章 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する基本的方針

第5節 時間差発生等への対応

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が対象とする後発地震に対しては、後発地震発生の可能性を踏まえて、推進地域において、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間（対象地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、注意する措置をとるものとする。

当該期間を経過した後は、後発地震に対して注意する措置は原則解除するものとする。